

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年10月21日(平成26年(行情)諮問第572号)

答申日：平成29年2月27日(平成28年度(行情)答申第747号)

事件名：厚生年金基金の運用委託先の損失状況が分かる文書の不開示決定  
(不存在)に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定投資運用会社に資産の運用を委託していた14の厚生年金基金(以下「基金」という。)で、計約106億円の損失がでていたことを調査により把握した厚生労働省が、その他把握する厚生年金基金の運用委託先の損失状況がわかる文書」(以下「本件対象文書」という。)につきこれを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年7月14日付け厚生労働省発年0714第2号により厚生労働大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

報道では特定投資運用会社が資産の運用を委託された14の厚生年金基金などの顧客から預かった資産、およそ289億円の運用に失敗し、106億円分の損失を出していた事が厚生労働省の調査で明らかとなった。とあり厚生年金基金に多数の天下り理事長を輩出している厚生労働省は所管官庁でもあり、他年金基金の運用状況や損失を出している基金の運用委託先を把握していると考えるのは特段不自然不合理であるといえず、これを覆すに足りる特段の事情も存しない。

また厚生労働省は過去に情報公開請求者に懲戒処分にかかる情報公開請求案件に対し文書不存在で虚偽の不開示決定を行った事実があり特定施設に出入する田村厚生労働大臣では回答に信憑性がないため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成26年6月7日付けで、厚生労働大臣（処分庁）に対して、法4条1項の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成26年7月14日付け厚生労働省発年0714第2号により不開示決定（原処分）を行ったところ、異議申立人がこれを不服として、同年7月21日付け（同月23日受付）で異議申立てを提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書の特定について

異議申立人が求める行政文書は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄によれば「厚生年金基金の運用委託先の損失状況がわかるもの」に係るものである。

しかし、処分庁では、基金から、次の書面等を徴しているものの、それらは、運用委託先の損失状況の記載を求めるものではない。このため、処分庁は、基金の運用委託先の損失状況について把握していない。

ア 年金給付等積立金の管理及び運用に関する資産運用業務報告書

毎年、基金の3月31日現在における「年金積立金の資産別残高」及び「運用機関別資産残高」等について報告を求めているもの。

イ 損益計算書（基金の決算書類）

毎年、基金の決算書類の一つとして基金全体の運用収益、運用損失の報告を求めているもの。

ウ 特定投資運用会社に関する個別調査

平成25年3月末現在における、特定運用会社に対する基金の運用委託残高の調査を個別に行ったもの。

### (2) 不開示情報該当性について

上記(1)のとおり、「基金の運用委託先の損失状況がわかるもの」は存在しないため、法9条2項の規定に基づき、不開示とすべきものである。

### (3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において「特定投資運用会社に資産の運用を委託していた14の厚生年金基金で、計約106億円分の損失がでていたことを調査により（厚生労働省が）把握していた」と述べている。

しかし、処分庁による調査は、平成25年3月末現在における特定投資運用会社に対する基金の運用委託残高について行ったものであり、運用収益、運用損失の状況の調査を行ったものではないため、損失を把握

していたという指摘はあたらない。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考  
える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年10月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年2月14日 審議
- ④ 同月23日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、  
これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥  
当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討す  
る。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 異議申立人は、異議申立書の中で、「報道では特定投資運用会社が資  
産の運用を委託された14の基金などの顧客から預かった資産、およそ  
289億円の運用に失敗し、106億円分の損失を出していた事が厚生  
労働省の調査で明らかとなった。」とした上で、本件対象文書を包み隠  
さず開示すべきとしている。

(2) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(1))において、本件対象文  
書について以下のとおり説明する。

異議申立人が求める行政文書は、行政文書開示請求書の「請求する行  
政文書の名称等」欄によれば「基金の運用委託先の損失状況がわかるも  
の」に係るものである。

しかし、処分庁では、基金から、次の書面等を徴しているものの、そ  
れらは、運用委託先の損失状況の記載を求めるものではない。このため、  
処分庁は、基金の運用委託先の損失状況について把握していない。

ア 年金給付等積立金の管理及び運用に関する資産運用業務報告書

毎年、基金の3月31日現在における「年金積立金の資産別残高」  
及び「運用機関別資産残高」等について報告を求めているもの。

イ 損益計算書(基金の決算書類)

毎年、基金の決算書類の一つとして基金全体の運用収益、運用損失  
の報告を求めているもの。

ウ 特定投資運用会社に関する個別調査

平成25年3月末現在における、特定投資運用会社に対する基金の運用委託残高の調査を個別に行ったもの。

(3) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、上記(2)の内容を異議申立人に説明したのか確認させたところ、説明はしたが、請求内容は変更されなかったとのことであった。

(4) さらに、当審査会において、諮問庁から提出された、上記(2)ア及びイの様式を確認したところ、以下のとおりであった。

ア 資産運用業務報告書の様式は、平成9年6月11日付け年運発9号「厚生年金基金の資産運用に係る事務の取扱いについて」で定められており、基金の運用委託先である運用機関別の資産の残高を記載する欄はあるものの、損失状況について記載する欄はない。

イ 損益計算書の様式は、平成8年6月27日付け年発3323号「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」で定められており、資産の種類(信託資産、保険資産、投資資産)ごとに損失額を記載する欄はあるものの、基金の運用委託先ごとの損失状況について記載する欄はない。

(5) また、上記(2)ウの特定投資運用会社に関する個別調査について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該調査は、特定投資運用会社の平成25年3月末現在における運用資産残高のみを対象として行ったものであり、その後は同種の調査を行っていないとのことであった。

(6) 以上のことから、本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子